

審査基準表
(本庁舎等老朽化対策検討支援業務委託)

審査項目	審査内容	配点	総合
業務理解・課題認識	本庁舎等の現状課題（老朽化、狭隘化、分散化等）について、既存資料やデータに基づく独自の分析・考察があり、表面的な整理にとどまらない提案となっているか	10	10
機能・規模の整理	本庁舎等に今後求められる機能について、人口減少・デジタル化等の社会変化を踏まえた整理の考え方が示されているか	10	20
	本庁舎等に必要な規模の検討にあたり、適切な視点・手法が示されているか	10	
老朽化対策の比較検討	5手法（全面改修／一部改修＋一部建替／全面改築／移転／他の県有施設との複合化・集約化）の比較にあたり、評価軸の設定が的確か	15	30
	比較検討の手法・分析の深度が適切であり、県の方針判断に資する実践的な資料となることが見込めるか	15	
業務の進め方	業務工程が実現可能であり、中間報告・最終報告に向けた段階的な進め方が具体的に示されているか	10	20
	県との協議・確認を適切に行いながら、得られた成果が今後の検討に活用できる進め方となっているか	10	
実施体制・実績	管理技術者・担当技術者の経験・資格が本業務に適しており、確実に遂行できる体制か	5	10
	参加資格要件を満たす実績に加え、本業務との類似性が高い実績（複数棟の集約検討、大規模庁舎等）を有しているか	5	
経済性	提案内容に対する費用配分や業務量の考え方は妥当であるか	5	10
	提案価格の優位性はあるか（算定式：（最低提案価格 ÷ 当該提案者の提案価格）× 配点 ※小数点以下切捨）	5	
合計		100	

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員（5人）の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数（満点500点）が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である300点（満点500点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である300点（満点500点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案